



株式会社エース技研

2023年度 環境経営レポート

(対象期間:2023年1月1日～2023年12月31日)



発行日: 2024年6月28日

目 次

項 目	ページ
環境経営方針	3
組織の概要	4
事業・製品の紹介	4
環境経営組織図及び役割・責任・権限表	5
主な環境負荷の実績	6
環境経営目標及びその実績	6
環境経営計画の取組結果とその評価	7～10
環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果, 並びに違反, 訴訟等の有無	11
緊急事態対応訓練	11
代表者による全体の評価と見直し・指示	12

環境経営方針

＜環境経営理念＞

株式会社エース技研は、アルミダイカスト部品製造の事業活動を通じて、緑豊かな三方原台地の環境を守るため積極的に環境保全に取り組み、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、企業活動の側面で継続的に地域社会の発展と、環境保全活動を行います。

＜環境行動指針＞

- 1 . 環境に配慮した生産活動を中心にものづくり生産性の向上、不良率削減など環境経営の継続的改善を行うことを誓約します。
- 2 . 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量等の削減を誓約します。
 - (1) 電気、ガス等の使用量削減。
 - (2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動の展開による廃棄物の削減。
 - (3) 節水活動による水使用量の削減。
- 3 . 環境関連法規等を遵守することを誓約します。
- 4 . 環境経営方針を全従業員に周知します。

改定日： 2022年2月1日

代表取締役社長 石井 裕朗

□組織の概要

(1) 名称及び代表者名

株式会社エース技研
代表取締役社長 石井 裕朗

(2) 所在地

本社・工場 静岡県浜松市中央区大原町298番地

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者：代表取締役/社長 石井 裕朗
担当者：生産・品質管理室/室長（代） 影山 博隆 TEL：053-436-7821

(4) 事業内容

輸送用機器部品（プレス及びアルミDC、アルミ製2輪車用クラッチフリクションディスクプレート）の製造

(5) 事業の規模

売上高：261,000,000 万円

		本社・工場
従業員	名	19 名
延べ床面積	m ²	952 m ²

(6) 事業年度

1 月 1 日 ～ 12 月 31 日

□認証・登録の対象組織・活動

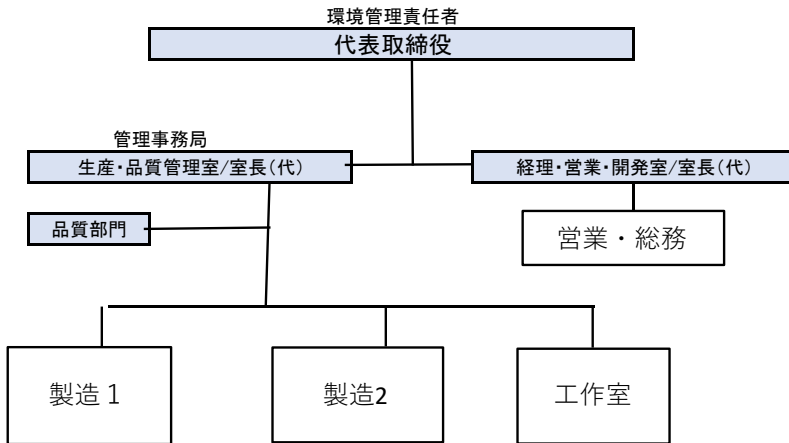
登録組織名：株式会社エース技研
対象事業所：本社・工場
活動内容：全社取組

□事業や製品(商品)の紹介

主な事業の紹介

1987年9月に創業し、2輪車のアルミダイカスト製のクラッチプレートの製造しています。大型2輪車用からレース用までを手掛けており、輸送機器部品及び、建築用部品のプレス加工を主に製造・販売しています。

□環境経営組織図及び役割・責任・権限表



	役割・責任・権限
代表者（社長）	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間等経営資源を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定・見直し ・環境経営目標・環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直し、指示 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境経営目標・環境経営計画書を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境経営レポートの確認
環境事務局	・環境管理責任者の補佐、生産・品質管理室/室長（代）の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成及び最新版管理 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備え付けと地域事務局への送付） ・環境経営計画の審議 ・環境活動実績の確認・評価 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・自部門に必要な手順書の作成及び手順書による実施 ・自部門の想定される事故及び緊急事態への対応のための手順書作成 ・試行・訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	・環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

経営目標

		単位	2021年(基準)	2023年	2024年	2025年
二酸化炭素排出量		kg-CO2	759,404	683,464	683,464	680,047
内訳	電力使用量	kg-CO2	304,640	274,176	274,176	272,805
	削減目標			-10%	現状維持	-0.5%
	LPG使用量	kg-CO2	454,764	409,288	409,288	407,242
	削減目標			-10%	現状維持	-0.5%
	産業廃棄物排出量	kg	66,160	60,204	60,204	59,936
	一般廃棄物(可燃物)	kg	1,617	1,228	1,228	1,228
内訳	廃油水	kg	6,600	6,600	6,600	6,600
	削減目標			現状維持	現状維持	現状維持
	汚泥	kg	59,560	53,604	53,604	53,336
	削減目標			-10%	現状維持	-0.5%
	汚泥	kg	0	0	0	0
	削減目標			現状維持	現状維持	現状維持
	水道	m³	69	85	85	85
内訳	上水	m³	69	85	85	85
	削減目標			現状維持	現状維持	現状維持

- ・購入電力二酸化炭素排出係数: R4.1.7環境省・経済産業省公表 ENEOS(株)0.480kg-CO2/kWhを使用
- ・産業廃棄物排出量は、アルミスクラップ(有価処理物)を除く目標値

年度結果

		単位	2021年(基準)	2023年	2024年	2025年
二酸化炭素排出量		kg-CO2	759,404	639,755	0	0
内訳	電力使用量	kg-CO2	304,640	272,405		
	LPG使用量	kg-CO2	454,764	363,663		
	産業廃棄物排出量	kg	66,160	34,020	0	0
	一般廃棄物(可燃物)	kg	1,617	1,228	1,228	1,228
	廃油水	kg	6,600	6,100		
	汚泥	kg	59,560	26,420		
	混合	kg	0	1,500		
	水道	m³	69	85	0	0
内訳	上水	m³	69	85		

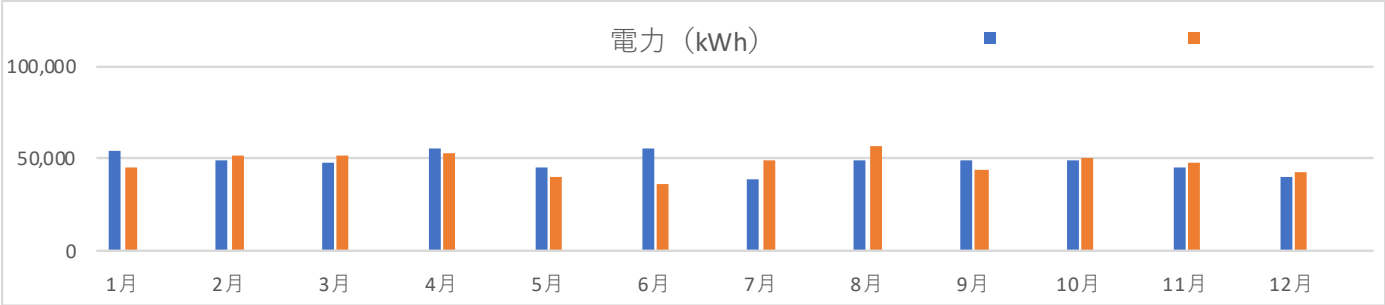
削減計画

区分	実施事項	担当	2023年											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
電力使用量削減	不要照明の消灯	影山		日々点検と指導										→
	エアコンフィルター清掃	全リーダー			3ヶ月チェック					→			→	
	不良品削減	山田		毎月の実績集約と再発防止確認									→	
LPG使用量削減	長期連休時ガス停止	吉田				連休前準備と実施の徹底				→			→	
	不良品削減	山田		毎月の実績集約と再発防止確認									→	
一廃削減	分別処理の徹底	全リーダー		日々点検と指導									→	
	裏紙利用	全リーダー		日々点検と指導									→	
	物品注文の電子化	影山		日々点検と指導									→	
産廃削減	分別処理の徹底	全リーダー		日々点検と指導									→	
	排出量管理と急増時確認	影山		毎月の実績集約と評価									→	
水削減	節水シール貼りつけ周知	山田		日々点検と指導									→	

□環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の環境経営計画

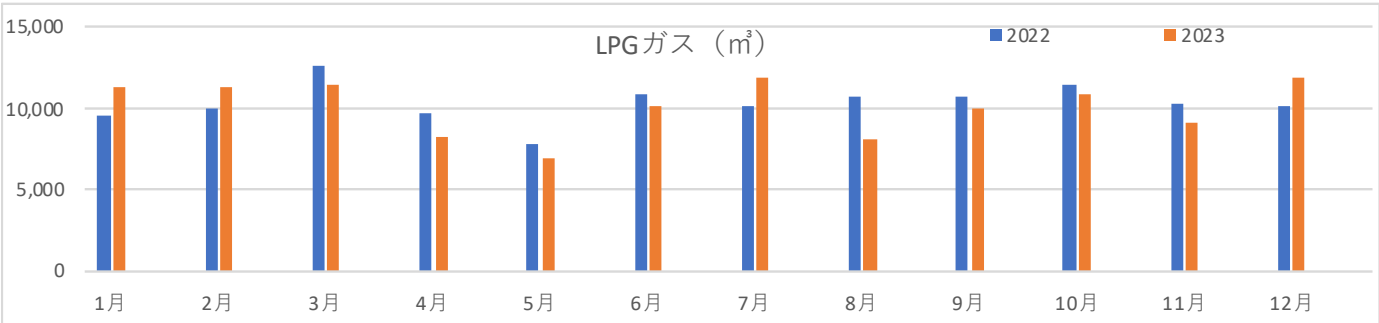
数値目標: ○達成 ×未達成
活動: ◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

電力による二酸化炭素削減	達成状況	取組結果とその評価
・数値目標	◎	・日々、不要照明の消灯や、定期的にフィルター清掃等により消費電力が削減できた。 ・不良削減効果: 2022年電力消費量比 3.13円/枚 削減 次年度の取組: 現在の活動を継続する
・不要照明の消灯	◎	
・エアコン・フィルター清掃	◎	
・不良品の削減 (品質目標: プレス)	○	



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022	53,835	49,784	48,105	55,143	45,003	56,145	39,160	49,068	49,068	49,068	45,742	39,651
2023	45,023	51,189	51,101	52,524	40,266	36,506	48,974	56,546	44,441	50,845	47,695	42,401

LPGによる二酸化炭素削減	達成状況	取組結果とその評価
・数値目標	◎	・長期連休時のガス停止により、ガス使用量の削減ができた ・削減効果: 2022年ガス消費量 2.96円/枚 削減
・長期連休時のガス停止	◎	
・不良品の削減 (品質目標: 鑄造)	△	
		次年度の取組: 現在の活動を継続する

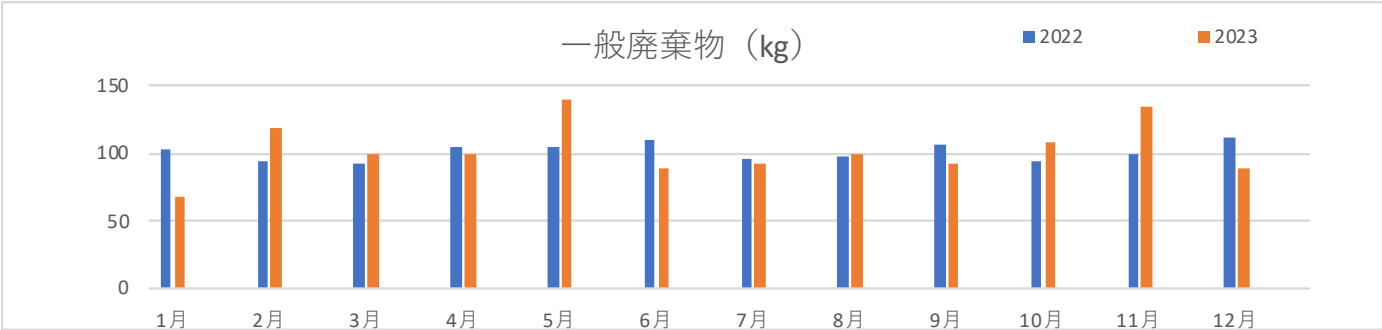


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022	9,559	9,967	12,525	9,736	7,743	10,872	10,184	10,695	10,695	11,401	10,320	10,102
2023	11,261	11,340	11,493	8,256	6,939	10,085	11,913	8,050	10,025	10,884	9,134	11,841

環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の環境経営計画

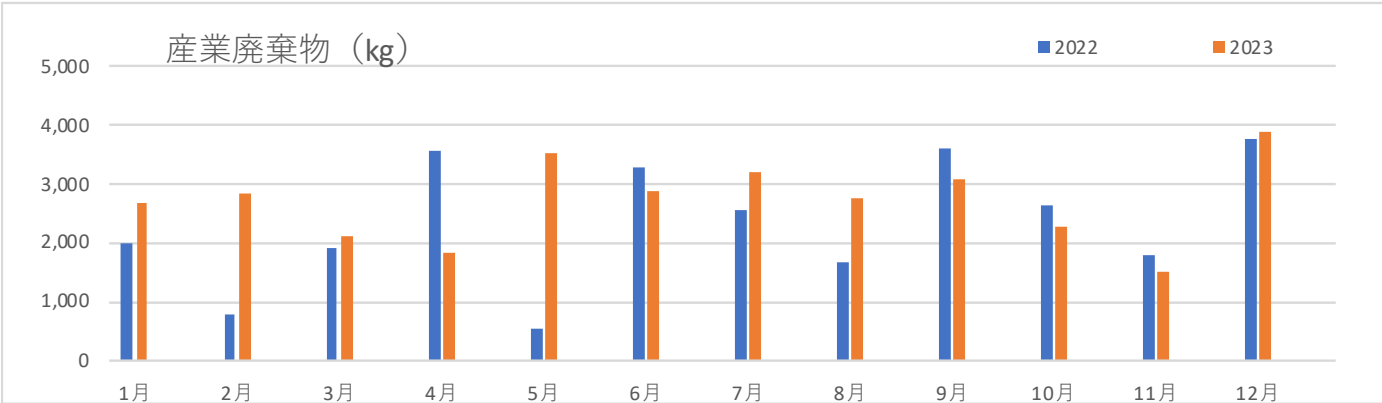
数値目標: ○達成 ×未達成
活動: ◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

一般廃棄物の削減	達成状況	取組結果とその評価
・数値目標	○	コロナ感染対策の一環として、ペーパータオルの導入により、一部廃棄物が増加した 次年度の取組: 現在の活動を継続する
・分別処理の徹底	◎	
・裏紙利用	◎	
・物品注文の電子化	◎	



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022	103	94	93	104	104	110	96	98	107	94	100	112
2023	67	118	99	100	140	88	93	98	93	108	135	89

産業廃棄物の削減	達成状況	取組結果とその評価
・数値目標(現状維持)	○	生産量増加により、廃棄物が増加した月があったが、年間廃棄量は大きな差異が無く、現状維持が出来た
・分別処理の徹底	○	
・排出量管理と急増時確認	○	
		次年度の取組: 現在の活動を継続する

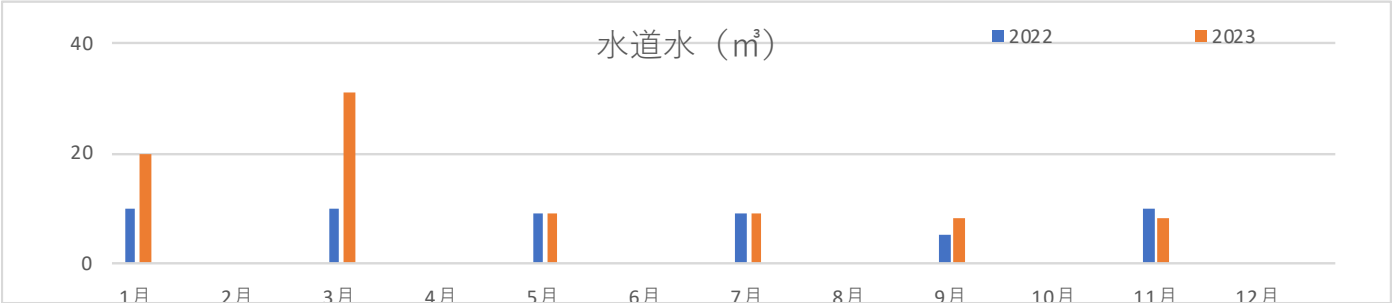


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022	1,973	793	1,893	3,549	528	3,267	2,545	1,682	3,602	2,624	1,770	3,778
2023	2,660	2,840	2,130	1,820	3,530	2,880	3,200	2,760	3,060	2,270	1,500	3,870

□環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の環境経営計画

数値目標:○達成 ×未達成
活動:◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

水道水の削減	達成状況	取組結果とその評価
・数値目標(現状維持)	○	気候の変化による水道使用が増加した月もあったが、年間合計は大きな差異が無く、現状維持が出来た 次年度の取組:現在の活動を継続する
・節水シールの貼り付け(周知用)	○	



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022	10	0	10	0	9	0	9	0	5	0	10	0
2023	20	0	31	0	9	0	9	0	8	0	8	0

□取組紹介欄

2023. 2：スクラップ置き場へ人感センサーLEDライト取り付け
電気照明機器の設置も検討したが、電気使用量の削減を視野に入れ
該当品を設置した



環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟の有無
 法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りです。

法規制等の 名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	当社の適用及び対応	該当する設備・項目	点検・測定 頻度、実施 時期	届出・報告・資格				担当部 署	遵守評価	
		(法律、規則、 施行令)				許可	届出 報告	資格	届出先		証拠	判定
廃棄物処理法	・委託基準：一廃収集業者の許可の確認	法6条の2第6項、法6条の2第7項、令4条の4	市条例の収集・処理基準の遵守	一般廃棄物(紙くず、繊維くず、木くず、生ごみなど)	・1回/年	○				事務局	許可証	○
	・委託基準：産業廃棄物搬入・処分業者の許可の確認、契約	法12条5項、法12条6項、令6条の2、別8条の2の8、別8条の3、8条の4～8条の4の4	収集運搬及び処分許可業者への委託	産業廃棄物(金属類・廃プラ類・廃ガラス・廃油・木製パレット、廃水銀使用製品)	・契約書/許可証につき1回/年	○				事務局	契約書・許可証	○
	・保管基準 掲示板：60cm×60cm以上表示 飛散・浸透防止 衛生管理	法12条2項 別8条										○
	・マニフェスト交付	法12条の3第1～2項、第6～8項、別8条の19、別8条の21の2、別8条の26～29			・マニフェスト新規交付時又は月末						マニフェスト	○
	・マニフェスト保管 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告 A、B2、D、E票の保管(5年間)	法12条の3第1～2項、第6～8項、別8条の19、別8条の21の2、別8条の26～29	A,B2,D,E票の5年間保管							事務局		○
	・マニフェスト管理 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告 A、B2、D、E票の保管(5年間) ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	法12条9～10項、法12条の2第10～11項、令6条の3、令6条の7、別8条の4の5、別8条の4の6、別8条の17の2、別8条の17の3 法12条の3第7項、別8条の27	管理票写しの送付期日 D票：90日 E票：180日		・6月末まで		○		廃棄物対策課	事務局	報告書	○
騒音規制法	・地域別騒音基準の順守	法4条1項、2項	騒音の測定(自主検査)	空圧機 5台	・新設/変更時 ・異常音の日常管理				環境課	管理責任者		○
	・特定施設の事前届出	法6条	空圧機、機械プレス、サンドブラスト	機械プレス 8台 サンドブラスト 3台			○				届出書	○
	・特定施設の数等の変更の届出		都度届出									○
振動規制法	・地域別騒音基準の順守	法4条	騒音の測定(自主検査)	空圧機 5台	・新設/変更時 ・異常音の日常管理				環境課	管理責任者		○
	・特定施設の事前届出	法6条	空圧機、機械プレス	機械プレス 8台			○				届出書	○
	・特定施設の数等の変更の届出		都度届出									○
水質汚濁防止法	・指定検査機関による水質に関する検査の実施		排水の検査(1回/年)							事務局	検査表	○
浄化槽法	・浄化槽の保守点検及び清掃の実施	法10条	保守点検及び定期清掃の実施	浄化槽						事務局	検査表	○
	・指定検査機関による水質に関する検査の実施	法11条	法廷検査の実施(1回/年)	浄化槽							検査表	○
消防法	・防火対象物使用開始届		工場棟の届出				○		消防署	事務局	届出書	○
	・炉設置届		炉設置届出	溶解保持炉			○		消防署		届出書	○
	・変電設備設置届		変電設備設置届出				○		消防署		届出書	○
	・消防用設備等の点検及び報告		消火設備の定期点検	消火器			○		消防署		点検表	○
フロン排出抑制法	・冷凍空調機器(簡易点検)		フロン使用機器簡易点検実施	スポットクーラー、ドライヤー(コンプレッサー)			○			各担当	点検表	○
	・第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務		製品管理者のフロン類回収業者へのフロン引渡義務				○			事務局		○
小型家電リサイクル法	・小型家電のリサイクル		パソコン、デジタルカメラ等の廃棄時							事務局		該当無
家電リサイクル法	・家電のリサイクル		テレビ、冷蔵庫、エアコン等の廃棄時							事務局		該当無
大気汚染防止法	・ばい煙発生施設設置届出	静岡県条例	溶解保持炉のばい煙測定	溶解保持炉			○		環境課	事務局		○
	・ばい煙発生施設の変更等の届出				○	環境課			○			
	・ばい煙発生施設のばい煙濃度測定義務				年/2回	-		測定結果	○			

環境関連法規制等の遵守状況の確認・評価の結果、環境関連法規制等は遵守しました。
 なお、行政当局等の指摘、指導及び違反、訴訟等も過去5年間ありません。

外部からの環境上の苦情・要望等
 今年度、外部からの要望、要請、苦情等はありません。

□緊急事態対応の試行・訓練

緊急事態の想定： オイル漏れによる外部への流出防止手順訓練

■実施日： 2023/12/28

■実施場所： 各部署

■参加者： 19名/19名

■実施内容： ☒通報訓練 ☒対応訓練

各部署に於いて、使用オイル漏れによる外部への流出防止訓練実施

■評価： 手順書の変更の必要性 ☒あり ☐なし

訓練実施時に参加者より頂いた、意見を反映させた、手順書へ変更しました。

■実施状況の様子



□代表者による全体の評価と見直し・指示

基準年度に対し、CO2排出量を23%削減できたことは大きく評価できる。これは電気が同29%、ガスが21%削減できたことによるものである。一方、産業排出物は前年比1.6%増加しており、今後は全社で削減に努める必要がある。
より一層、社内でのCO2、廃棄物削減を再徹底し、不良率削減を核とした改善活動による削減効果実現をさらに目指して参ります。

環境経営方針	☒ 変更なし	☐ 変更あり
環境経営目標・計画	☒ 変更なし	☐ 変更あり
実施体制他	☒ 変更なし	☐ 変更あり